

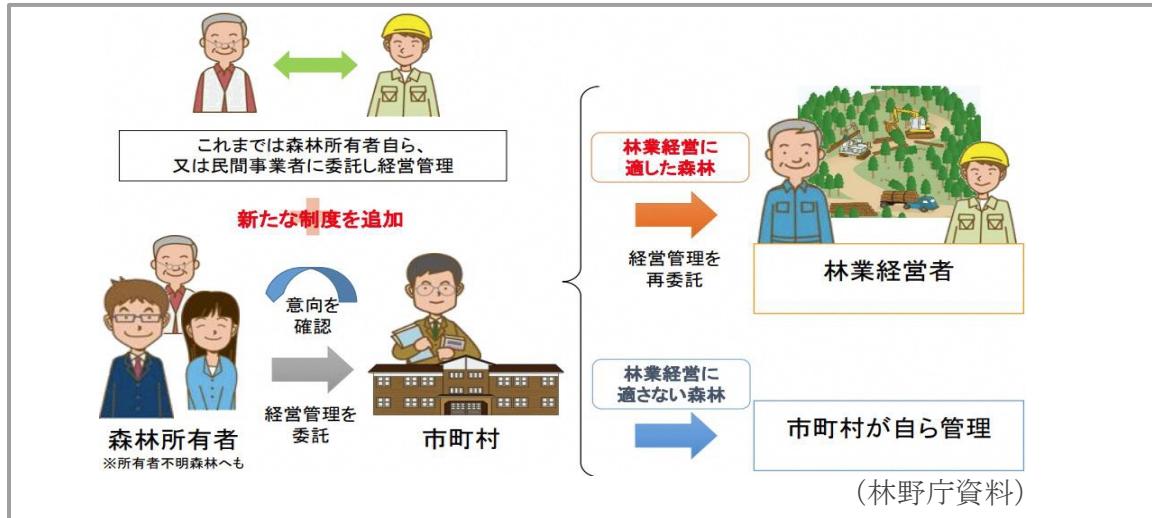
## 森林境界明確化業務説明会（椋川下自在坊 地区） 概要

### 1. 目的

#### (1) 背景

平成31年4月に「森林經營管理法」が施行され、適切な森林管理が義務化されました。

同時に、森林管理を市町村に委託できる制度が追加になりました。



高島市においても、森林の經營管理を行う体制の整備を進めています。

#### (2) 事業を進めるまでの課題

高島市では、森林所有者が市に管理委託を希望した人工林において、整備を進めていきます。

しかし、森林所有者の把握が難航しており、所有者の意向をスムーズに確認できない状況です。

現行の資料には課題が多く、森林の所有者が不明確です。

##### ●台帳

###### 【森林簿】

- ・情報の更新がされていない
- ・所有者の漏れがある

###### 【登記簿】

- ・位置の把握が困難
- ・登記の所有権移転がされていない

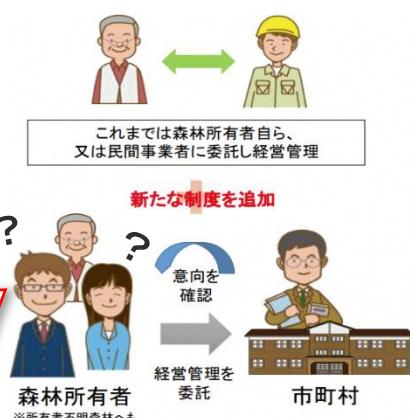
##### ●地図

###### 【公図】

- ・非常に古く、形状が不正確

###### 【森林計画図】

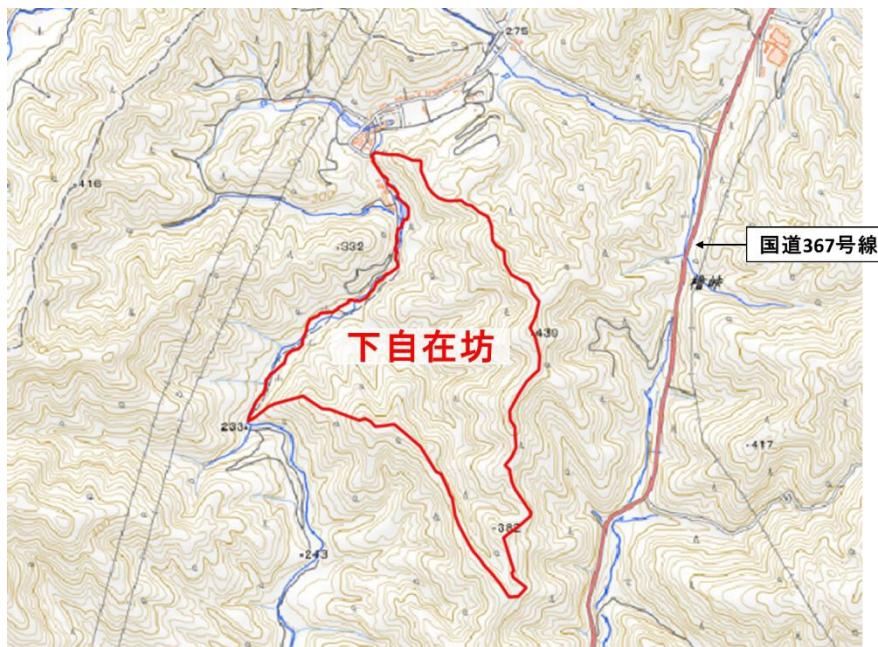
- ・地番が記載されていない



(林野庁資料をもとに作成)

## 2. 令和7年度事業の対象範囲

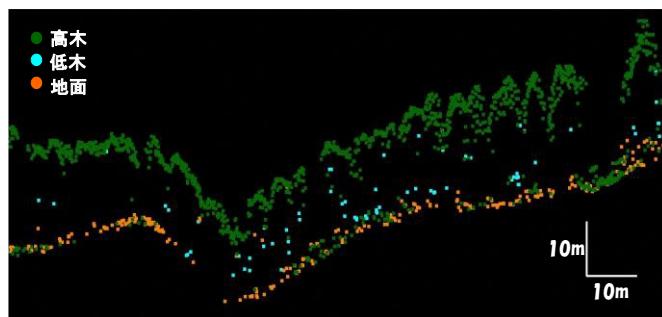
◇今津町椋川下自在坊 地区



## 3. 新しい技術を用いた森林境界（案）の作成について

### (1) 航空レーザ測量

本事業に先立ち、森林の正確な測量を実施しました。  
森林の樹種や管理状況、地形情報を把握しています。



### (2) 森林境界（案）の作成に用いる地図

従来の地図に加えて、これまでにない新しい地図を活用します。

高齢の方や地域外にお住まいの方でも、なるべく現地立会なく、所有森林を御確認いただけます。

森林計画図(現況把握)	赤色立体図(地形判読)	航空写真図(現況把握)	レーザ林相図(林相判読)
民有林の種別や境界を示す図	尾根、谷、里道等、「地形」が見える図	森林の現況が見える図	樹種が色分けされた「林相」が見える図

### (3) 森林境界（案）の参考とする根拠情報

森林境界（案）は、以下のような根拠をもとに作成していきます。

森林に詳しい方への聞き取りや、現地確認により、正確な境界（案）の作成に努めます。

お持ちの地図や、ご存知の根拠情報があれば、些細な情報でもご提供をお願いします。

森林の状態	地形・地物	既存の境界情報
林相（樹種や樹木の大きさ）	尾根、谷、河川等の地形	森林計画図
巨木や列状木などの境界木	道路等の構造物	公図
	巨石・巨岩などの目印	その他の地図（古地図等）

#### 根拠情報に関する資料（例）

- ・所有する森林の位置を示す地図や書き置き
- ・植栽した樹木の種類が分かる書類や伝聞
- ・植林地の様子を示す写真
- ・地域に残る古地図
- ・独自に調査された地番図
- ・売買契約書

等



## 4. 留意点（森林境界（案）とは）

本調査は、森林の持ち主を明確にすることが目的です。

今回作成する森林境界（案）は、森林を管理していくための境界（案）です。

**※ 森林内の、土地境界の確定は行いません。**

**※ 土地境界や登記等に影響を与えるものではありません。**

## 5. 今後の調査の流れ

### 事業内容の説明

令和7年12月7日(日)・8日(月)

### 聞き取り調査、 資料収集、現地確認

令和7年12月～令和8年2月頃

### 第1回 森林境界案報告会

令和8年1月30日(金)・31日(土)  
所有者間の境界案の確認・調整

### 第2回 森林境界案報告会

令和8年2月後半

### 森林境界（案）カルテ 送付、意向調査の実施

令和8年3月発送予定～

### 森林整備

令和8年4月以降～

## 目指す姿



林業を盛り上げ、美しい森林を次世代に繋いでいくためには、森林の所有状況を明確にすることが第一歩です。  
今回作成する森林境界（案）は、**森林整備の検討に活用する基礎資料**です。

※法務局の管轄である、**登記情報や公図・地籍図等に影響を与えるものではありません。**

ただし、本事業範囲で地籍調査を実施する際は、**作成した森林境界（案）を参考にする**可能性があります。

※また、本成果品を基に滋賀県が管轄する森林簿情報の修正等が行われることがあります。

## 6. お願い・問い合わせ先

境界（案）の確認にあたって以下のような根拠資料があれば、ご提供をお願いします。

事業全般に関するお問い合わせは、高島市までお願いいたします。

- ・所有する森林の位置を示す地図や書き置き
  - ・植栽した樹木の種類が分かる書類や伝聞
  - ・植林地の様子を示す写真
  - ・地域に残る古地図
  - ・独自に調査された地番図
- 等

### 【問い合わせ先】

発注機関：

◇高島市 農林水産部 森林水産課 山本

TEL 0740-25-8512 FAX 0740-25-8519 Mail shinrin@city.takashima.lg.jp

委託機関：

◇高島市森林組合 桂田

TEL 0740-38-2214 FAX 0740-38-3277 Mail katsurada@takashima-forest.jp

◇アジア航測株式会社 前岡・大川

〒530-6029 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-30 OAP タワー29F

TEL 080-2017-8267 FAX 06-4801-2258 Mail ntk.maeoka@ajiko.co.jp